

# “エコ農業とちぎ” 推進方針

---



平成26年3月策定

栃 木 県

# 目 次

はじめに .....	1
将来像 .....	1
1 “エコ農業とちぎ” 推進の考え方 .....	2
○「エコ農業とちぎ」実践宣言・応援宣言の考え方について .....	3
2 基本施策 .....	4
3 具体的な推進方策	
（1）農業者へのエコ農業とちぎの理解促進による取組拡大 .....	5
ア 農業者への普及・啓発活動	
イ エコ農業とちぎ実践宣言者の拡大	
（2）エコ農業とちぎへの県民の理解促進 .....	5
ア 消費者・実需者等へのPR活動	
イ エコ農業とちぎ応援宣言者の拡大	
（3）エコ農業とちぎ実践宣言者の農産物と消費者を結ぶ仕組づくり .....	6
（4）エコ農業とちぎを推進するための技術の充実と普及 .....	6
4 目標 .....	7
5 推進体制及び役割 .....	7
（1）エコ農業とちぎ推進会議	
（2）県	
ア 本庁	
イ 農業振興事務所	
（3）市町	
（4）農業団体	
6 推進期間 .....	7

## はじめに

地球規模の環境問題が深刻化する中、地球温暖化対策については、温室効果ガスの排出量を抑制するための技術開発・導入が、国、地域、産業界をあげて積極的に進められています。

また、農林水産省は、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」（平成22年10月、名古屋市）の結果を受け、「農林水産省生物多様性戦略」を改定（平成24年2月）しており、持続性の高い農業生産活動の普及を図るとともに、多様な生物が生育・生息する上で農業が果たす役割の大きさを消費者等も含め広く共有し、生物多様性の保全を図っていくことが重要であるとしています。

地球温暖化や生物種の減少等の問題が顕在化している中、環境負荷の軽減は、産業としての責務であり、農業分野においても環境に配慮した取組を一層推進することが求められています。

このため、栃木県では、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業、いわゆる環境保全型農業に「地球温暖化防止」と「生物多様性の維持・向上」を加えた総合的な取組を「エコ農業とちぎ」として、その充実・発展を図る運動を展開することとしました。

農業者のみならず、消費者を含む幅広い県民の理解と参画のもと、それぞれの立場で取り組みを進めてもらうことにより、県民全体ではぐくむ「エコ農業とちぎ」を展開させ、自然豊かな栃木の風土を守りながら、持続的な農業の実現を目指します。

## 将来像

“県民全体ではぐくむエコ農業とちぎ” が展開されています

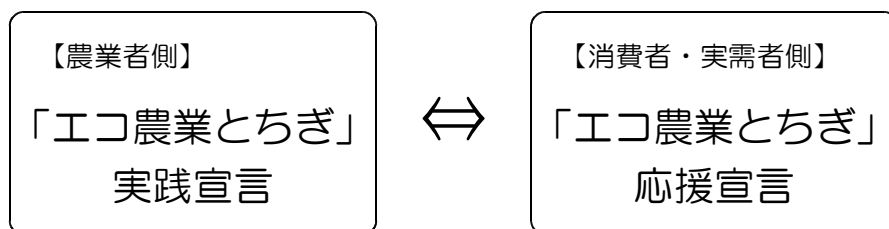
- 通常の営農活動においても環境に貢献する取組が既にたくさんあることや、環境負荷を低減する技術とその必要性を認識し、実践する農業者が県全体に拡大しています。
- 地域環境のために貢献する“栃木の農業”が消費者等から支持されることで、農業者の自信や誇り、やりがいにつながり、自然と共生した持続可能な農業が展開されています。
- エコ農業とちぎを積極的に取り組む栃木の農業者を応援する消費者が増え、栃木の農産物を積極的に選ぶ消費行動等を通じて「栃木の農と自然を守り育てよう」という考えが県民全体に広がっています。

# 1 “エコ農業とちぎ” 推進の考え方

「エコ農業とちぎ」は、「地球温暖化防止」、「生物多様性の維持・向上」、「環境負荷の低減」、「安全・安心・信頼性の確保」という、今日の農業に求められている4つの課題解決に向けた取組です。

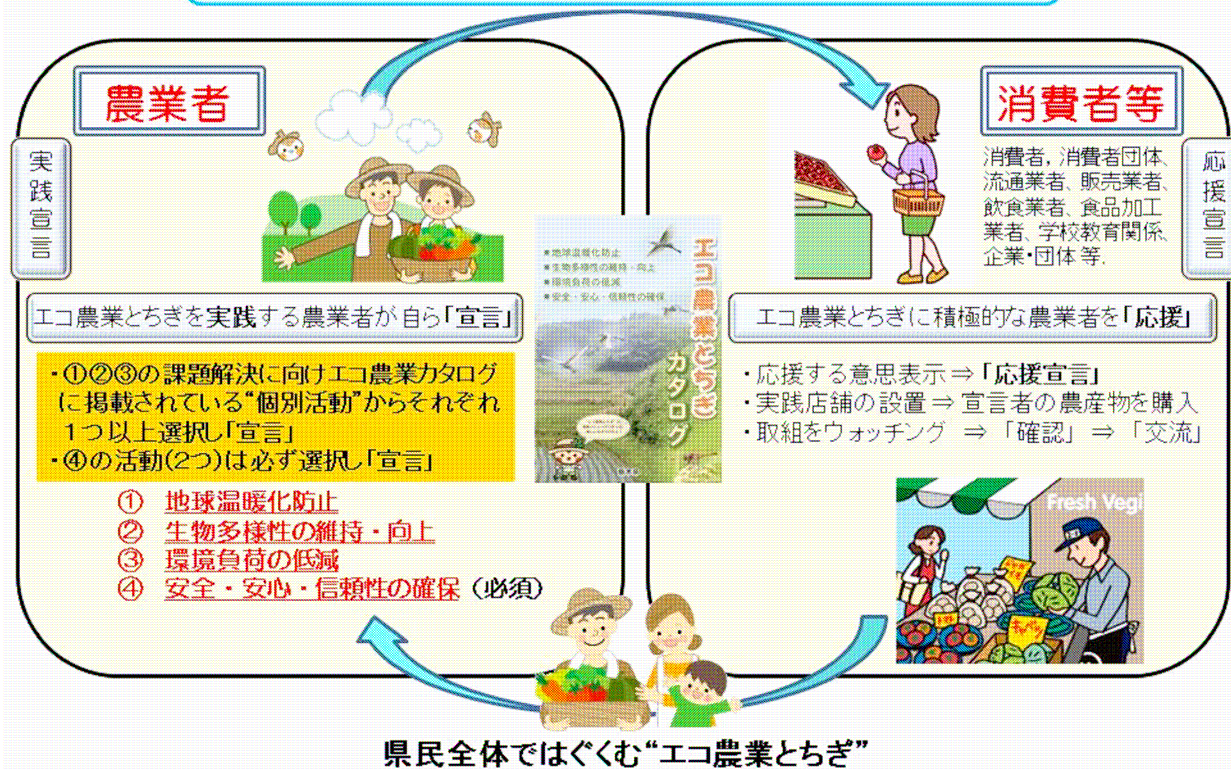
県では、環境保全型農業の推進施策の1つとして、「とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）」や「エコファーマー」、「有機JAS」等の認定・認証制度を活用した環境に配慮した農業を推進しており、環境問題や食の安全・安心を求める消費者ニーズが高まる中、今後もこれら認定・認証制度を活用した環境に配慮した農業の展開が引き続き必要と考えています。

加えて、環境に配慮した農業の取組を県内農業者にさらに広く推進していくには、新たな手法が必要と考え、エコ農業とちぎを実践する農業者とそれを応援する消費者のそれぞれが、エコ農業とちぎに取り組むこと、また応援することを自ら「宣言」する手法で推進することとしました。



## とちぎ農業成長プラン 重点戦略E「環境をはぐくむ“エコ農業とちぎ”の展開」

今日の農業に求められている4つの課題解決に向け、農業者、消費者の双方の賛同・参画を得ながら「エコ農業とちぎ」を推進します。



## ○「エコ農業とちぎ」実践宣言・応援宣言の考え方について

エコ農業とちぎの具体的な活動内容を取りまとめた「エコ農業とちぎカタログ」を確認の上、農業者は、農産物の種類や生産方法などに応じてできることから取り組み、「エコ農業とちぎの趣旨に賛同し実践する農家です」と宣言し、また、消費者は、「エコ農業とちぎに取り組む農業者を応援します」と宣言する仕組みです。

### 【「エコ農業とちぎ」実践宣言】

「実践宣言」は、今日の農業に求められている4つの課題（①～④）の解決に向け、「エコ農業とちぎカタログ」に記載されている“個別活動”から選択し、農業者や農業者組織等が自ら取り組むものを宣言します。

- ①地球温暖化防止（個別活動数：20個）
- ②生物多様性の維持・向上（個別活動数：25個）
- ③環境負荷の低減（個別活動数：8個）

の各課題から、個別活動をそれぞれ1つ以上選択するとともに、

④安全・安心・信頼性の確保として「栃木県GAP規範」に基づく適正な農業実践（法令順守）及び放射性物質対策の徹底の2つの個別活動は、必須とし宣言します。

※ なお、本カタログの個別活動に掲載されていない取組でも、エコ農業とちぎの趣旨に合う取組については、具体的な内容を示し「宣言」することができます。



### 【「エコ農業とちぎ」応援宣言】

消費側の「応援宣言」は、エコ農業とちぎの考え方に賛同した上で、エコ農業とちぎを実践する農家を自由な発想のもと応援します。

〈応援例〉

- “「エコ農業とちぎ」実践宣言者の農産物を積極的に購入します”
- “「エコ農業とちぎ」実践宣言者の農産物を店頭で販売します”
- “「エコ農業とちぎ」実践宣言者の農産物の購入や使用をみんなに勧めます”
- “知り合いにエコ農業とちぎの考え方を説明し「応援宣言」をするよう勧めます”
- “田んぼの生きもの調査に参加します” 等

### 【宣言届出方法および宣言書の発行】

実践宣言は、所定の様式に必要事項を記載の上、農業者及び農業団体が所在する地域の農業振興事務所（経営普及部）を経由し、事務局（県経営技術課）に提出（県域農業団体の場合は、事務局に直接提出）します。

応援宣言は、所定の様式に必要事項を記載の上、事務局に郵送等で提出します。

宣言内容を事務局が確認した後、実践宣言者には実践宣言書を、応援宣言者には応援宣言書を事務局から郵送等で送付します。

## 2 基本施策

### (1) 農業者へのエコ農業とちぎの理解促進による取組拡大

農業者へのエコ農業とちぎの理解促進を図り、実践宣言する農業者を増やします。また、各種関連施策との連携も図り、エコ農業とちぎの面的拡大に向け取り組みます。

### (2) エコ農業とちぎへの県民の理解促進

農業分野においても、環境に配慮した取組を一層推進することで地球温暖化や生物種の減少等の課題解決に貢献できることを、消費者等に情報発信、PR活動を行います。

### (3) エコ農業とちぎ実践宣言者の農産物と消費者を結ぶ仕組づくり

エコ農業とちぎ実践宣言をした農業者が出荷した農産物を販売する店舗や食材として利用する店舗等を増やし消費者に紹介するなどし、流通を広めるよう努めます。

### (4) エコ農業とちぎを推進するための技術の充実と普及

「地球温暖化防止」、「生物多様性の維持・向上」、「環境負荷の低減」、「安全・安心・信頼性の確保」につながる取組を支援できるよう環境に配慮した農業技術に関する情報を収集するなど、技術の充実と普及に努めます。

### 3 具体的な推進方策

#### (1) 農業者へのエコ農業とちぎの理解促進による取組拡大

##### ア 農業者への普及・啓発活動

エコ農業とちぎカタログを配布するなどして、具体的な活動内容を広く周知することによりエコ農業とちぎの理解促進を図ります。

また、ホームページの開設やSNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用及びパンフレット、ポスターなどの広報媒体を活用したPRや、県段階及び地域段階におけるセミナーの開催等により農業者への理解促進を図るとともに、県内各地で開催される農業関係の各種イベント等に積極的に参加し、PR活動を展開します。

さらに、優良的な取組に対する表彰の実施や全国規模のコンクールへの参加、エコ農業とちぎの考え方を県内農業者に積極的に広めていく、“伝道師”的な役割を担う農業者の養成などに取り組みます。

##### イ エコ農業とちぎ実践宣言者の拡大

環境保全型農業直接支援対策や多面的機能支払制度等の関連施策とも連携を強化し、地球温暖化防止や生物多様性の維持・向上に積極的に取り組む農業者や農業者組織への周知を図り、面的拡大を進めていきます。

また、「とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）」、「エコファーマー」、「有機JAS」等の認定・認証を受けている農業者、さらにはエコ農業とちぎの活動内容を先進的に取り組む農業者に対して積極的な推進を図ります。

さらに、農業協同組合等の関係団体や農業者組織と連携を図るとともに、今後の栃木の農業を担っていく生徒、学生（農業系高校や農業大学校）等にも積極的にPRするなどし、より多くの農業者に宣言してもらうよう推進します。

#### (2) エコ農業とちぎへの県民の理解促進

##### ア 消費者・実需者等へのPR活動

農業者向け同様、消費者・実需者などに対して、各種広報媒体を利用するとともに、地域住民とエコ農業とちぎ実践宣言者との交流や農業体験を通じたエコ農業とちぎの認知度向上の取組を積極的に進めます。

また、次世代を担う若年層（児童・生徒）への理解促進が図られるよう、子育て世代への理解促進、PR活動を実施します。

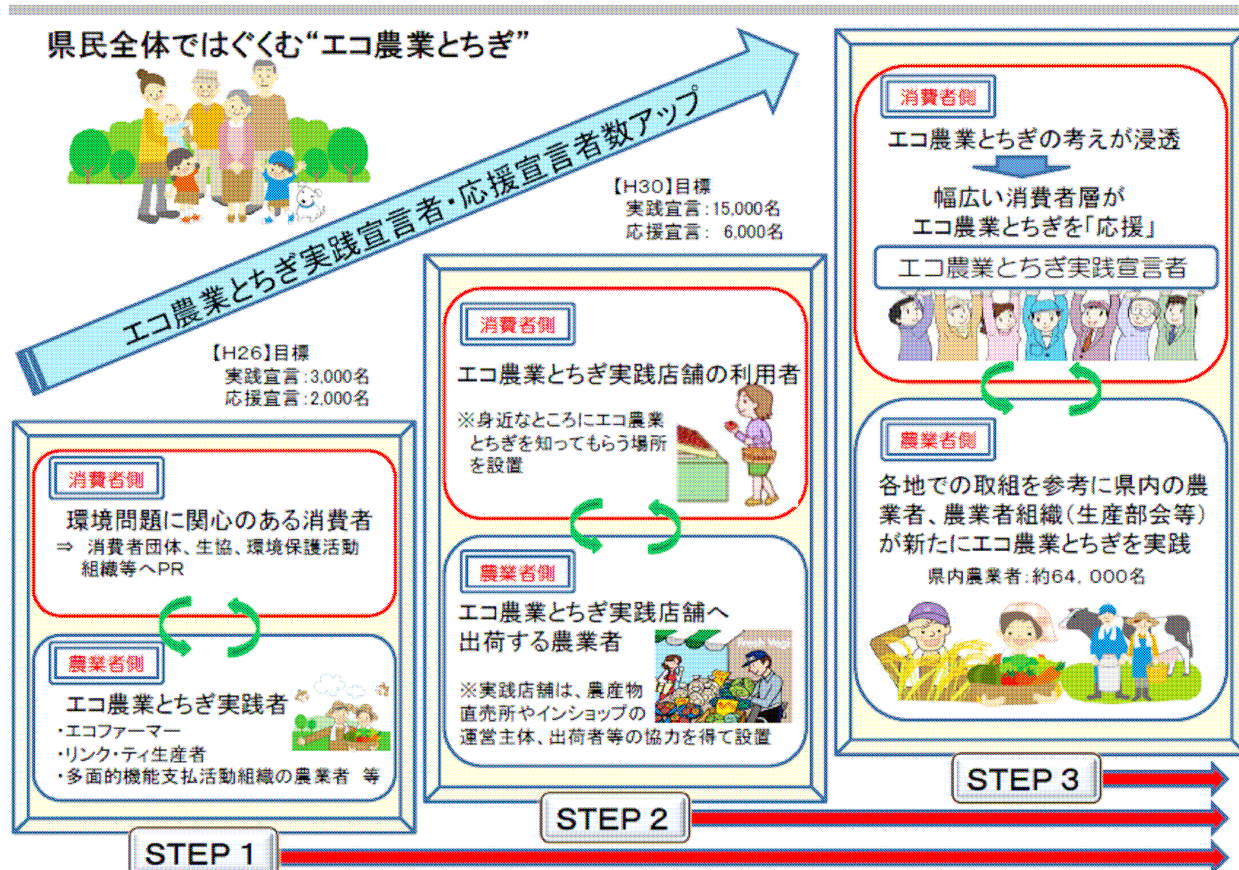
##### イ エコ農業とちぎ応援宣言者の拡大

エコ農業とちぎ実践宣言者数を増やし、宣言者の取組を積極的に紹介するなど情報発信に努めることにより、エコ農業とちぎ実践宣言者を応援する機運を高め、消費者や実需者からの応援宣言数を拡大させていきます。

特に、環境問題に関心の高い消費者・関係組織への働きかけや連携を強化したり、地産地消に積極的な飲食店や農産物直売所の協力を得るなど、応援宣言数の面的拡大を図ります。

さらには、県民のみならず、県外にも応援の環が広がるよう働きかけます。

## ○「エコ農業とちぎ」実践宣言・応援宣言の拡大



### (3) エコ農業とちぎ実践宣言者の農産物と消費者を結ぶ仕組づくり

「環境」と「社会との共生」を重要視した消費活動「エシカルコンシューマリズム」が広がりつつある中、消費者に対して、農業が果たしている多面的機能や環境への貢献について理解促進を図ることにより、積極的な購買活動に繋げるなど、エコ農業とちぎ実践者と消費者を結ぶ仕組づくりを進めます。その1つとして県内の農産物直売所等にエコ農業とちぎ実践店舗を設置しモデル的に取り組みます。

また、エコ農業とちぎ実践者の農産物の販売や利用の拡大に向け、流通業者、販売業者、飲食関係者等に対しても、各種広報媒体の活用や各種関連イベントへの参加、セミナー等の開催によりエコ農業とちぎのPR活動を行っていきます。

### (4) エコ農業とちぎを推進するための技術の充実と普及

エコ農業とちぎカタログを活用し、エコ農業とちぎの具体的な個別活動技術を広く周知するとともに、試験研究機関等の成果や現地取組事例等の情報を収集し、新たな技術（個別活動）等の掲載によるカタログの拡充を図るとともに、技術の普及に努めます。

また、既存技術の実証や新技術の開発等を進めるとともに、大学や国等の研究機関等との連携を図り、エコ農業とちぎの推進に必要な技術の充実・強化を図ります。

\* エシカルコンシューマリズム：

環境や社会に配慮した工程・流通で製造された商品を選択し、そうでないものを選択しないという消費活動



## 4 目標

	策定年 H25	目標年 H30
エコ農業とちぎ実践宣言者数	0人	15,000人
エコ農業とちぎ応援宣言者数	0人	6,000人
実践宣言者が出荷する農産物の販売店舗や利用店舗等の数	0店	20店

## 5 推進体制及び役割

### (1) エコ農業とちぎ推進会議

学識経験者、農業者・農業団体、消費者・消費者団体、流通関係者、県等で構成する「エコ農業とちぎ推進会議」及び庁内関係職員で構成する「栃木県エコ農業研究会」により、エコ農業とちぎを広く推進するための効果的な取組を検討するとともに、毎年度 実施された施策の効果等について分析・評価を行います。

### (2) 県

#### ア 本庁

- ・エコ農業とちぎの推進、PR活動の実施
- ・消費者等からのエコ農業とちぎ応援宣言申込書の受付
- ・実践宣言・応援宣言の確認及び宣言書の発行
- ・宣言の進捗状況及び取組状況の把握
- ・消費者団体や環境団体等との連携強化

#### イ 農業振興事務所

- ・地域におけるエコ農業とちぎの推進、PR活動の実施
- ・農業者及び農業者組織等への指導、技術の普及
- ・農業者等からのエコ農業とちぎ実践宣言申込書の受付

### (3) 市町

- ・エコ農業とちぎの推進協力

### (4) 農業団体

- ・農業者へのエコ農業とちぎの推進

## 6 推進期間

平成26年度から5年間を推進期間としますが、農業を取り巻く情勢、施策の推進状況等を考慮し、必要に応じて本方針を見直すこととします。